



令和3年度予算

木材産業・木造建築活性化対策のうちCLT・LVL等の建築物への利用
環境整備事業のうちCLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援

令和3年度予算

CLT活用建築物等実証事業3次募集

事業公募期間：令和3年 9月15日(水)～
令和3年10月13日(水)13時必着

木構造振興(株)
(公財)日本住宅・木材技術センター

木構造振興（株）と（公財）日本住宅・木材技術センターでは、 林野庁補助事業「CLT活用建築物等実証事業」を下記の通り募集致します

1 事業の趣旨

我が国の豊富な森林資源を活かして木材製品の国際競争力の強化を実現するためには、これまで木材利用が低位であった非住宅や中高層建築物などの分野で木造化・木質化が推進されることにより、木材製品の新たな需要創出やコスト競争力の向上につながる事が期待されています。本事業は、コストや耐震・居住性能、優れた施工性等の観点から、普及性や先駆性が高いCLT建築物の設計・建築等の実証についての提案を募り、その過程により、新たな発想を引き出すとともに、普及のための課題点やその解決方法を明らかにし、具体的な需要につなげることを目的としています。

2 公募する事業内容

CLT を活用した建築物の設計・建築、街づくり等の実証を対象とします。公募する実証事業の種類は建築実証、設計実証、性能実証のいずれか(組み合わせても可)とします。ただし、RC造などの他工法と工事費、工期などを比較し、CLTの利点や課題点などを明らかにする資料を作成することとします。

3 応募資格

応募者は、建築主等と協議会運営者の連名とします。本事業でいう「協議会」とは、提案する建築物等の建築に向けて、コスト縮減や普及といった課題の解決に取り組むために必要な関係者が集まる場のことを指します。

4 補助の内容

建築費等の事業経費の3/10または1/2を上限に助成を行います。また、実証事業進行における課題解決のために設置する協議会について、運営費の定額を助成します。なお、助成金交付規程第3条に規定する街づくりを実施する場合には優先採択します。

5 事業の期間

実施者の実証事業の実施期間は、別に定める助成金交付申請を木構振が承認した日から、令和4年2月18日までです。

6 応募の受付

応募書類の受付は 令和3年9月15日（水）～令和3年10月13日（水）13時（必着）とします。

7 公募説明会の開催

公募説明会を令和3年9月24日（金）15時00分より、Zoomを用いてWeb開催します。参加受付は令和3年9月22日（水）18時までに下記のお問い合わせ先にもメールをお送りください。参加のURLをお送り致します。なお、公募説明会は、公募の必須条件ではありません。また採点への影響もありません。参加せずとも、事業提案頂けます。

8 お問い合わせ先及び応募書類提出先

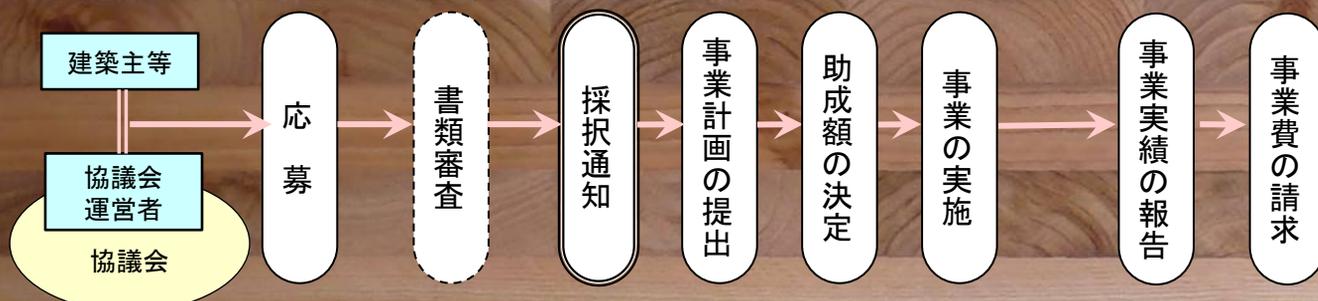
〒136-0075 東京都江東区新砂3-4-2

（公財）日本住宅・木材技術センター 研究技術部 担当：高橋、伊巻、田中

TEL：03-5653-7662 FAX：03-5653-7582 E-mail：gijutsu@howtec.or.jp

詳細は住木センターHP（<http://www.howtec.or.jp/>）に掲載する募集要領を参照してください。

事業の流れ（応募者および実施者の主な手続き）



「CLTを活用した建築物等実証事業検討委員会」での審査を経て採択者を決定します。
書類審査の他、ヒアリングを行うことがあります。